

平成24年5月24日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地  
川島町  
川島町長 高田康男

乙 東松山市加美町1番20号  
埼玉中央農業協同組合  
代表理事組合長 舟橋俊人

同文で協定している締結業者

平成24年5月24日  
埼玉県石油業協同組合東松山支部会員  
川島町大字山ヶ谷戸269番地1  
まるや石油株式会社  
代表取締役 谷島 孝

川島町大字上伊草541番地2  
有限会社笛木油店  
代表 笛木徳廣

様

川島町長

### 燃 料 供 給 協 力 要 請 書

「災害時等における物資の供給に関する協定書」に基づき、燃料の供給について、下記のとおり要請します。

記

- 1 燃料の種類
- ①ガソリン \_\_\_\_\_ ℓ
  - ②重油 \_\_\_\_\_ ℓ
  - ③軽油 \_\_\_\_\_ ℓ
  - ④灯油 \_\_\_\_\_ ℓ
  - ⑤その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 2 納品場所 \_\_\_\_\_
- 3 その他

(要請担当者)

川島町災害対策本部

総務部長 総務課長

TEL049-299-1753

印

## 2-29 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、川島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川島町（以下「甲」という。）が 社会福祉法人 ウィング 障害者福祉サービス多機能型事業所 ワーク&ライクのびっこ（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

### (施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

### (開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決めるものとする。

### (要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

### (避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

### (費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

### (避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

### (避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

### (協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

### (有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月5日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地  
川島町  
川島町長 高田 康 男

乙 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林871番地5  
社会福祉法人 ウィング  
障害者福祉サービス多機能型事業所 ワーク&ライクのびっこ  
所長 内田 常子

同文で協定している締結業者

平成24年6月5日

埼玉県比企郡川島町大字畑中478番地1  
医療法人 啓仁会 平成の森・川島病院  
院長 坂井 誠

埼玉県比企郡川島町大字表147番地1  
社会福祉法人 永楽会 特別養護老人ホーム 永楽園  
施設長 道祖土 巖

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸519番地1  
社会福祉法人 永楽会 特別養護老人ホーム ひまわり  
施設長 中重 文美

埼玉県比企郡川島町大字曲師402番地1  
社会福祉法人 川島町社会福祉協議会  
会長職務代理者 小高 春雄

発第 号  
年 月 日

様

川島町長

福祉避難所開設要請書

「災害時における福祉避難所への要援護者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- |         |                |   |   |     |
|---------|----------------|---|---|-----|
| 1 開設日時  | 年              | 月 | 日 | 時から |
|         | 年              | 月 | 日 | 時まで |
| 2 利用対象者 | 名（別紙対象者名簿のとおり） |   |   |     |
| 3 その他   |                |   |   |     |

（要請担当者）

川島町災害対策本部

民生部副部長 健康福祉課長 印

TEL049-299-1756

※ 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定に基づく、福祉避難所開設要請書の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

## 福祉避難所利用対象者名簿

取扱い注意

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		川島町						
2		川島町						
3		川島町						
4		川島町						
5		川島町						
6		川島町						
7		川島町						
8		川島町						
9		川島町						
10		川島町						

様

川島町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への要援護者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

(要請担当者)

川島町災害対策本部

民生部副部長 健康福祉課長 印

TEL049-299-1756

※ 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定に基づく、福祉避難書使用終了連絡書の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

## 2-30 災害時における遺体の収容等に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（JA埼玉中央催事センター）（以下「乙」という。）とは、災害の発生に伴う遺体の収容等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て、多数の死者が発生した場合に、遺体の収容、安置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる業務に関し、協力するものとする。

- （1） 施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
- （2） 遺体の搬送及び搬送車両の提供
- （3） その他協議により協力できる業務

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、収容施設等提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設等提供要請書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の業務に協力した時は、次に掲げる事項について文書を持って甲に報告するものとする。

- （1） 施設内へ収容、安置した遺体の数、及びこれらに必要な棺、葬祭用品の数量
- （2） 遺体の収容等に従事した者の名簿
- （3） 遺体の収容、安置した施設の使用室数及び使用日数
- （4） その他甲の要請により、乙が協力した業務に係る必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。



平成24年12月26日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地  
川島町  
川島町長 高田康男

乙 東松山市加美町1番20号  
埼玉中央農業協同組合  
代表理事組合長 舟橋俊人

埼玉中央農業協同組合  
代表理事組合長

様

川島町長

### 収容施設等提供要請書

災害時における遺体の収容等に関する協定第5条により協力を要請します。

要請事項 チェック欄	協力要請事項
	施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
	遺体の搬送及び搬送車両の提供
	その他協議により協力できる業務